

厚生労働省老健局長 宮島俊彦様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国ホームヘルパー協議会
会長 中尾辰代

介護保険制度・報酬の見直しに係る意見書

介護保険制度においては、その基本理念として要介護者等の尊厳の保持が掲げられ、居宅における自立生活を営むことができる保険給付の実施が求められています。ホームヘルパーは訪問介護サービスの提供を通して、要介護者等の地域生活を支える役割を担っています。

一方、介護保険制度創設から10年経過した現在において、特に、重度の要介護者が在宅生活を続けていくためのサービス基盤はいまだに不十分な現状にあります。

つきましては、今般の介護保険制度の見直しにあたっては、以下の事項について、十分な配慮と対応をいただきたくお願い申し上げます。

記

1. 介護従事者の処遇改善を図る介護報酬の設定

介護サービスの質の維持向上を図るためには、質の高い人材を確保・定着させることが必要です。そのためには、事業所が先の見通しを持って、介護従事者の処遇改善やキャリアパスの構築を計画的に取り組むことが可能となる報酬設定とすべきです。

処遇改善交付金については、平成23年度で終期となることから、この間に図られた処遇改善が維持できるよう介護報酬に反映すべきです。

2. 区分支給限度基準額の運用改善

在宅で生活している要介護高齢者等においては、要介護度が高くなるに従って、基準額を超えたサービスを必要とする利用者の割合が増えています。特に、認知症高齢者や高齢者のみの世帯・一人暮らし世帯の高齢者については、現在の支給限度基準額では、在宅の日常生活を支えることができない状況となっている例があります。区分支給限度基準額の運用に当たっては、利用者の状況に応じて真に必要と判断される場合においては、限度額を超えて保険給付サービスが利用できるように見直すべきです。

3. 介護予防訪問介護事業の保険給付の継続

介護予防訪問介護事業は、初期の認知症や要介護状態に陥りやすい生活上の援助が必要な在宅の高齢者に対するサービスとして、在宅生活の維持に大きな役割を果たし

ており、介護保険サービス対象として継続すべきです。

なお、月単位に包括する予防サービス費体系は、出来高払いの介護サービス費と異なるため、利用者の理解が得にくく、また、不必要な予防サービス利用の要因ともなっており、介護サービス費と同様に出来高払いにすべきです。

4．訪問介護の生活援助と身体介護の報酬単価統一

訪問介護における生活援助の提供は、利用者の自立生活を支援するために不可欠なサービスです。また、利用者の個別性を踏まえ生活を支援するという点において、身体介護と同様にホームヘルパーの専門性に基づくサービス提供が必要であり、報酬単価を統一することが必要です。

5．訪問介護における緊急時訪問加算の見直し

緊急時訪問加算の算定要件は、運用や算定の可否に合理性の確保が困難であることから、訪問看護と同様に 24 時間体制が取れるなどを要件とする体制加算にすべきです。

6．サービス提供責任者の業務の評価

訪問介護サービスの質の維持・向上のためには、利用者からの日常的な照会や相談業務、ヘルパーの調整・支援を行うサービス提供責任者の役割は重要です。現在、サービス提供責任者への報酬評価として初回加算等がありますが適正な評価とはいえず、実際の業務量と内容に基づいた報酬上の評価が必要です。

なお、平成 21 年度より非常勤職員の登用を一定程度可能とする配置要件とされましたが、常勤職員でなければ対応困難な業務があり、サービスの質の維持という観点から、現行以上の要件緩和はすべきではありません。

7．「24 時間地域巡回型訪問サービス」の位置づけ

現在、検討会においてあり方が検討されている「24 時間地域巡回型訪問サービス」については、実施できる事業所は、地域性などにより限定的になると想定されます。夜間～早朝の訪問介護によって在宅生活が維持できている利用者がある現状も踏まえ、地域の実情に応じて現行の訪問介護事業を含めて必要なサービス提供体制が整備できるサービス体系とすることが必要です。

8．介護職員による医療行為

医療に属するケアをホームヘルプサービスの業務に位置づける場合は、現場の意見等を十分に踏まえて、業務実施に必要な研修や実施体制等を整備し制度上の対応を図るべきです。